

報酬改定と3年後の見直し規定

社会福祉法人みんなできの 副理事長

NPO法人全国地域生活支援ネットワーク

片桐公彦 (Kimihiro Katagiri)

事務局長

「あんしんコールセンター」の今後 「地域生活支援拠点」について

地域における居住支援の 在り方についての論点

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住の支援等の在り方について、どう考えるか。

地域における居住支援に求められる機能について

関係団体からのヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

整理

求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力の向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

「障害児者の地域生活推進のための多機能拠点構想」

(地域生活支援拠点)

小規模・多機能拠点の整備（コーディネーターの配置、グループホームの定員規模の特例、障害福祉計画に基づく整備）やグループホームにおける日中・夜間や重度者に対する支援の充実等の必要性をまとめ、高齢化・重度化や「親なき後」の課題に一定程度対応することができるよう、地域における居住支援のための機能を強化していくこととなった。

「機能強化」

体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応などをシヨーステイの拡充を軸に地域の機能を強化

拠点整備には追加整備費（国二分の一、地方自治体四分の一つ）が予算化されました。これには、安心生活支援事業（地域生活支援事業）によるコーディネートや個別給付による地域定着支援の実施が優先的な採択の必

須条件

配慮規定・検討規定

【配慮規定】（附則第2条）

障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

【検討規定】（附則第3条）

障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を別途として、

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、
- ④ 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、
- ⑤ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、
- ⑥ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

- 等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。
- また、検討に当たっては、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

地域における居住支援のための機能強化

障害者の地域生活に関する検討会
第5回(平成25.09.11)資料

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を地域に整備していく手法としては、①これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」「グループホーム併設型、単独型」、②地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられる。

(参考) 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

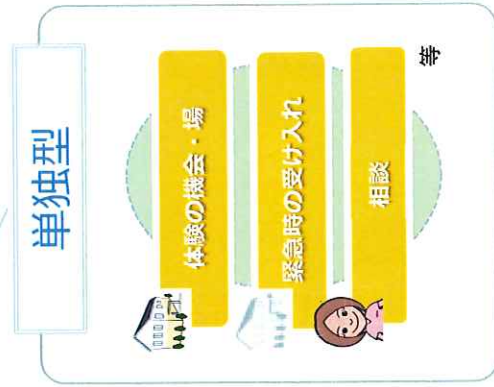
各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討

多機能拠点整備型

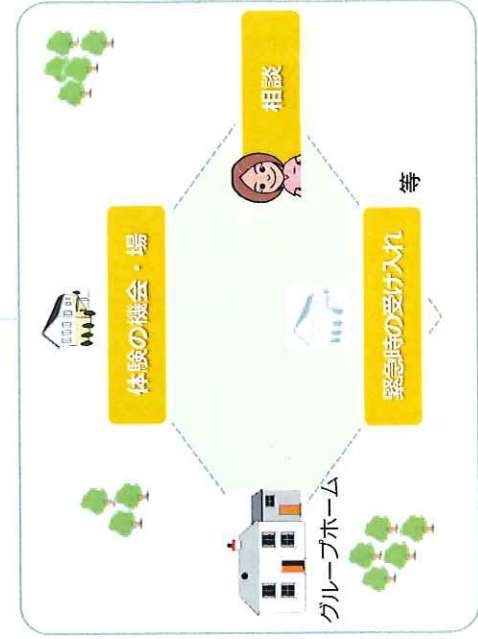
GH併設型



単独型



面的整備型



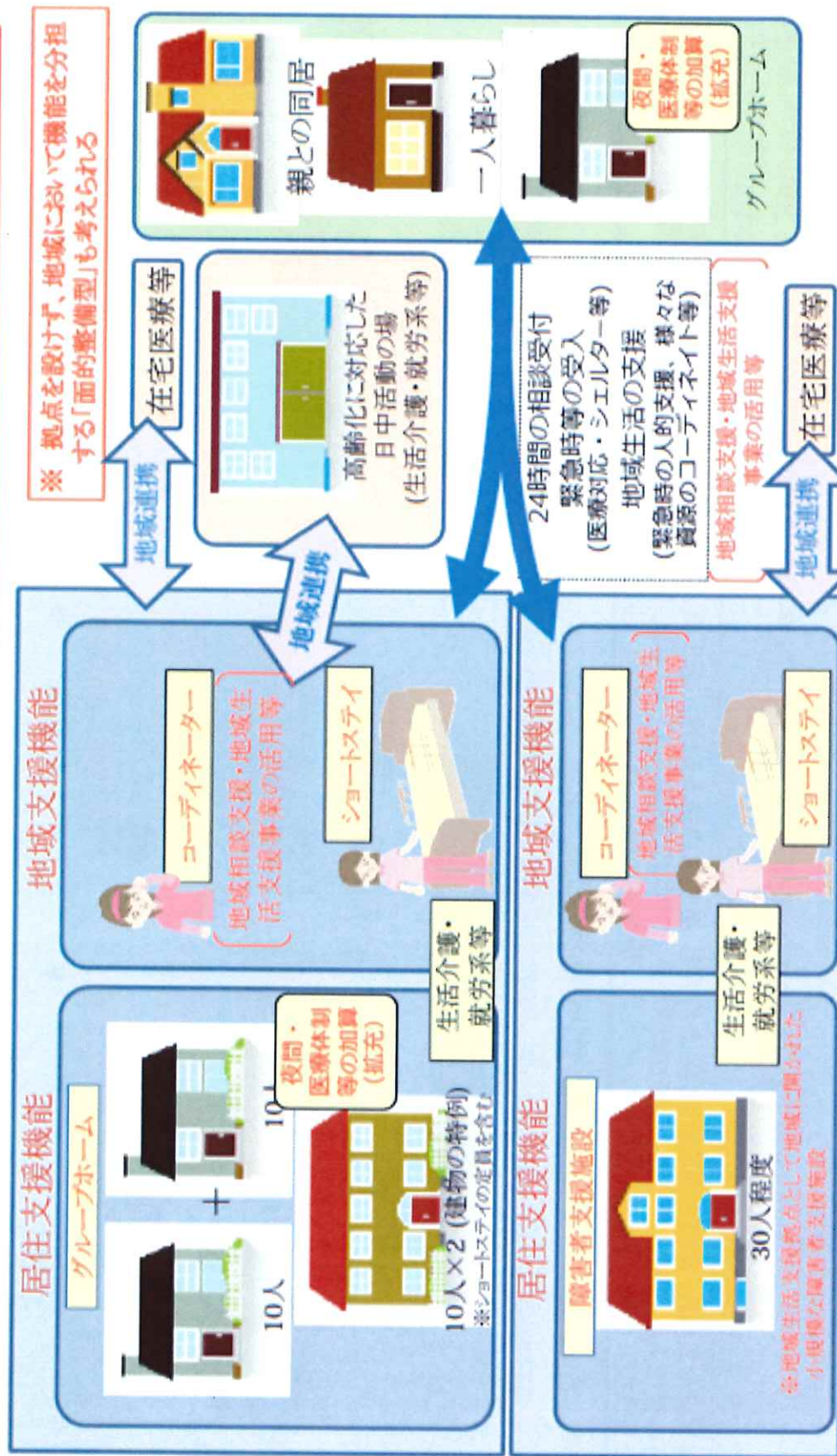
1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

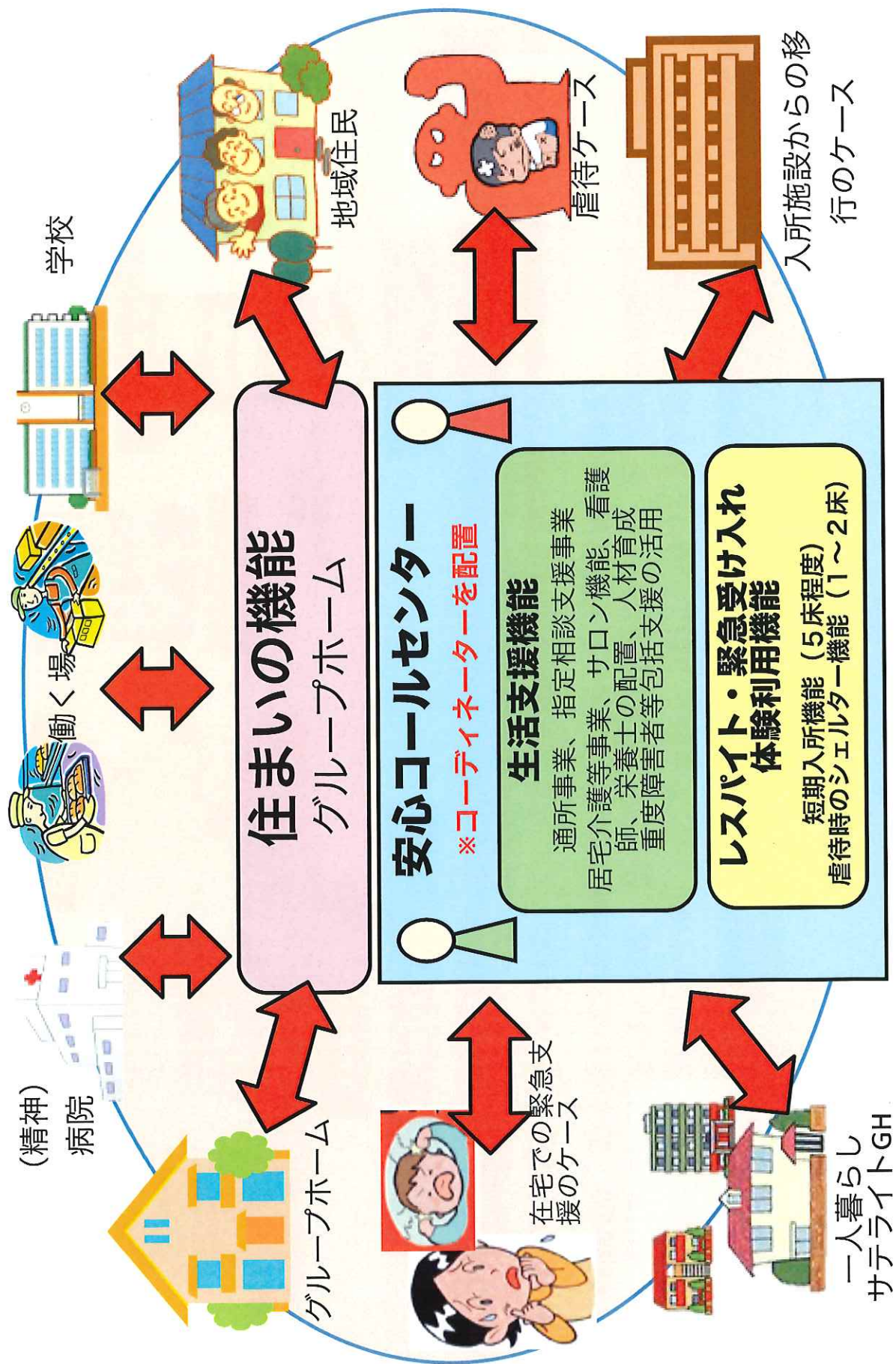
- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。)を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



地域生活支援拠点型多機能ホームのイメージ



地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

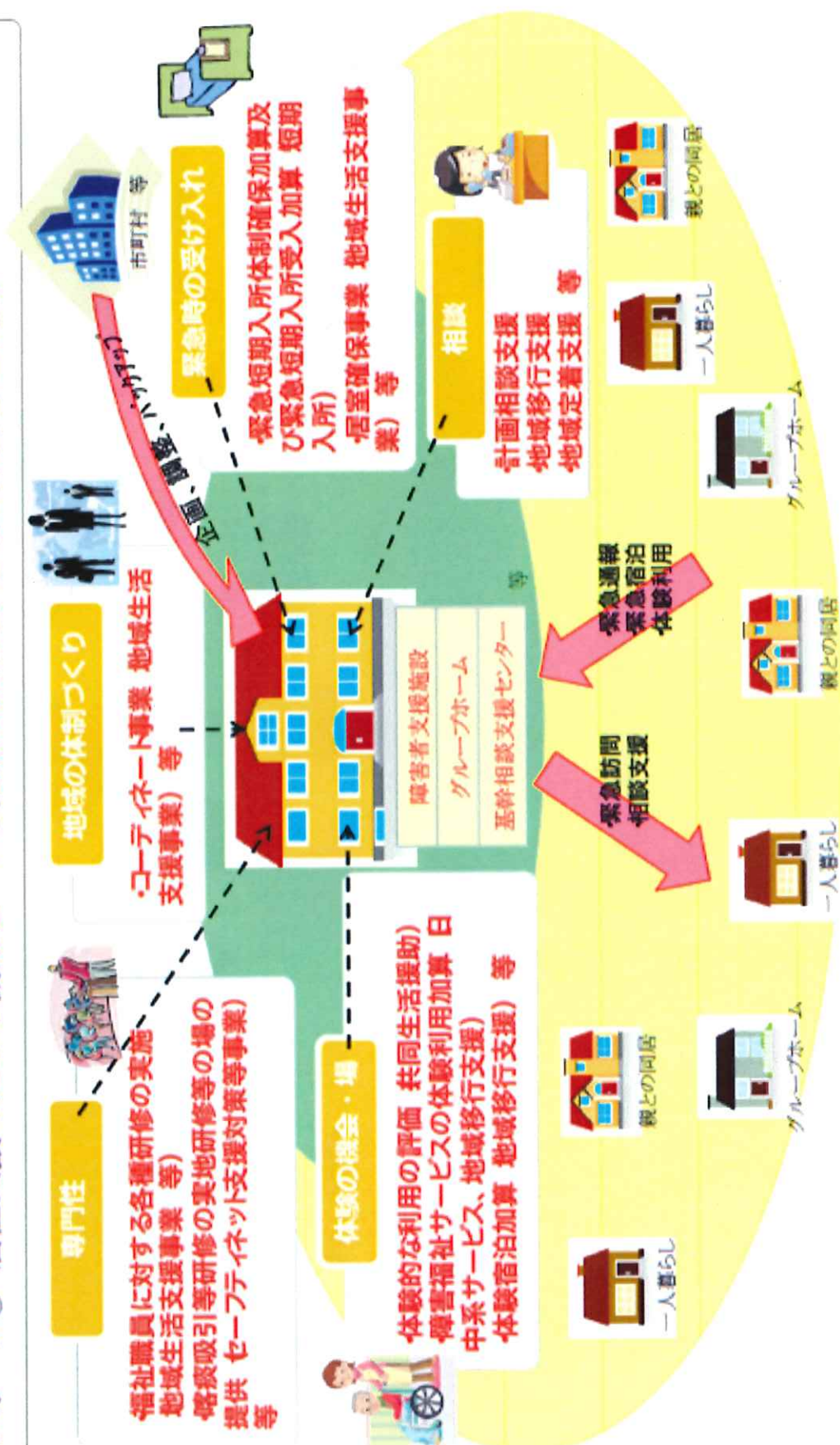
- 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



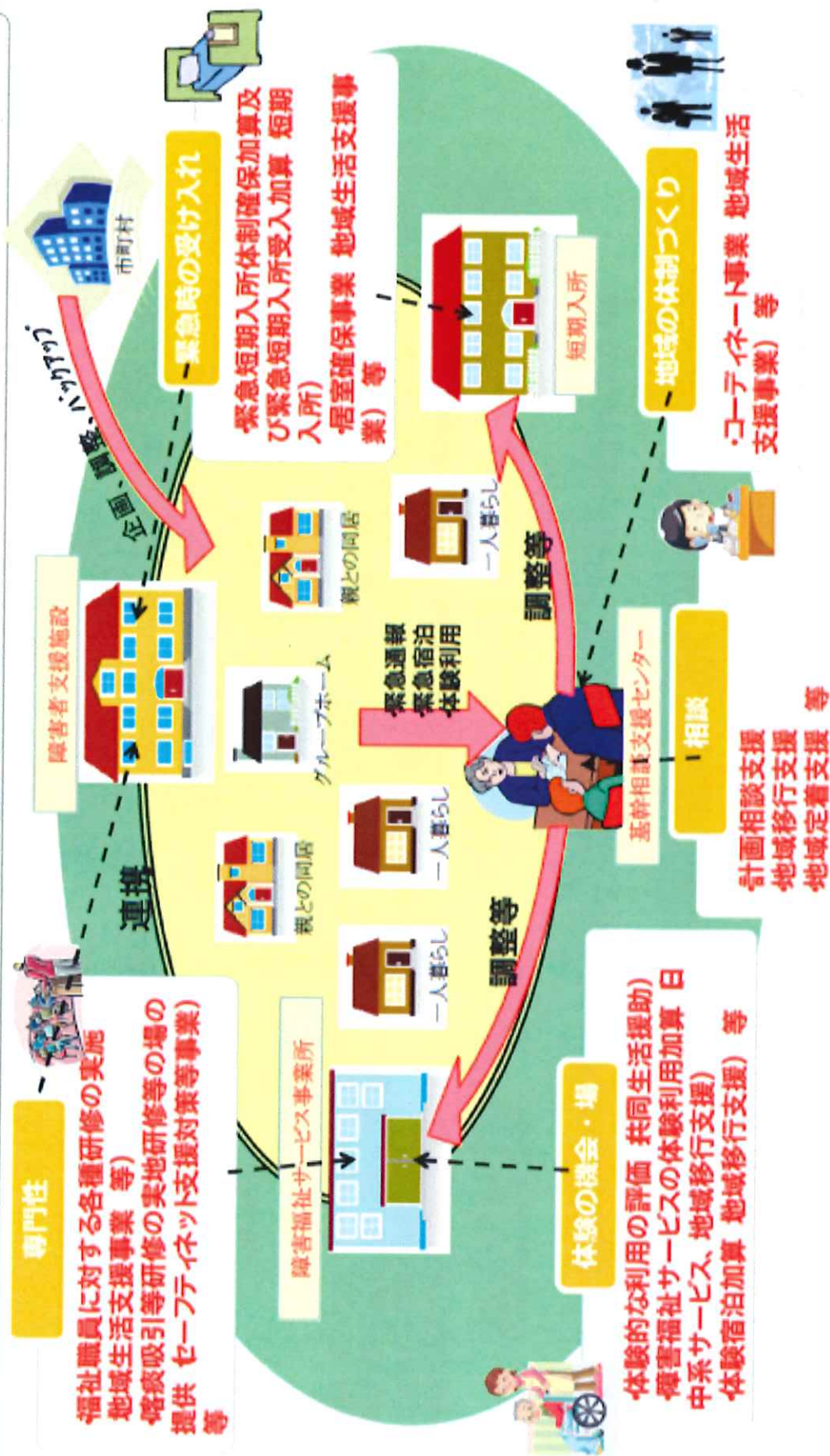
地域生活支援拠点等の整備例①(多機能拠点整備型)

パターン① 居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等の整備例②(面的整備型)

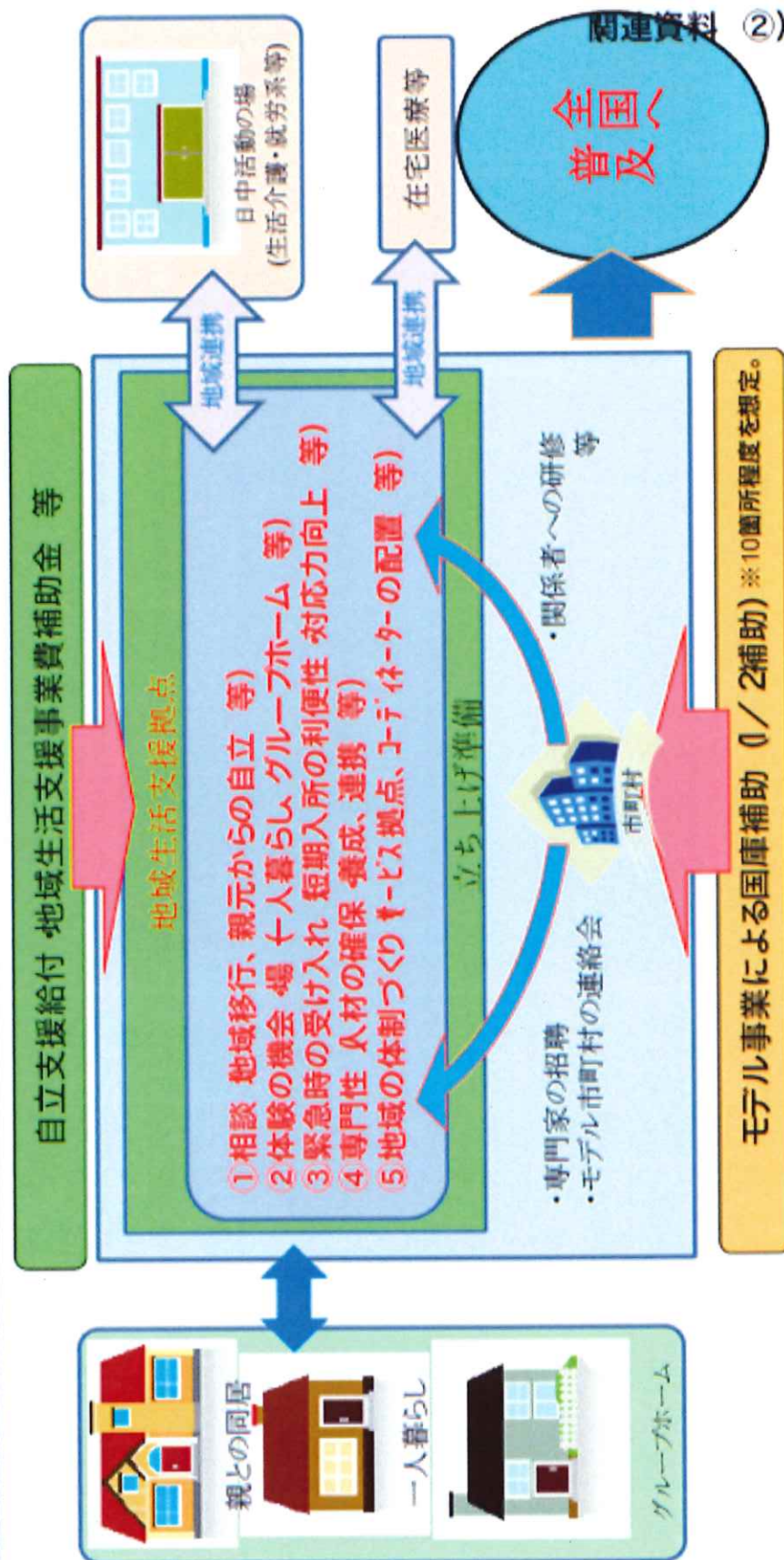
パターン② 地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（仮称）

平成27年度予算案
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしているよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。



社会福祉法人みんなできる（旧りとるらいふ）
「りとるの家 はなれ」 2013



りとるの家 はなれ

- ・生活サポートセンター「ふぁん」
居宅介護等事業所「へるふ屋びっと」
短期入所事業（4床）
放課後等デイサービス「ららん」（10人）
安心生活支援センター「らく」
 - 指定相談支援事業
 - 上越市安心生活支援事業
 - 上越市虐待防止センター事業
- ・地域交流スペース（防災拠点スペース）



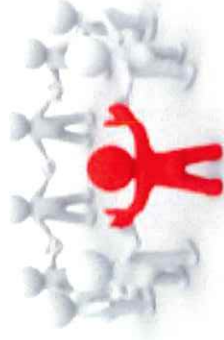
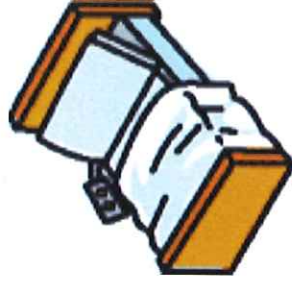
安心生活支援センターの機能

緊急相談機能…24時間365日の相談に対応

緊急ステイ機能…短期入所の支給決定がない方も利用可能

緊急ヘルパー派遣機能…ヘルパーの支給決定がない方でも対応可能

対象者は「障害の疑い」からOK…

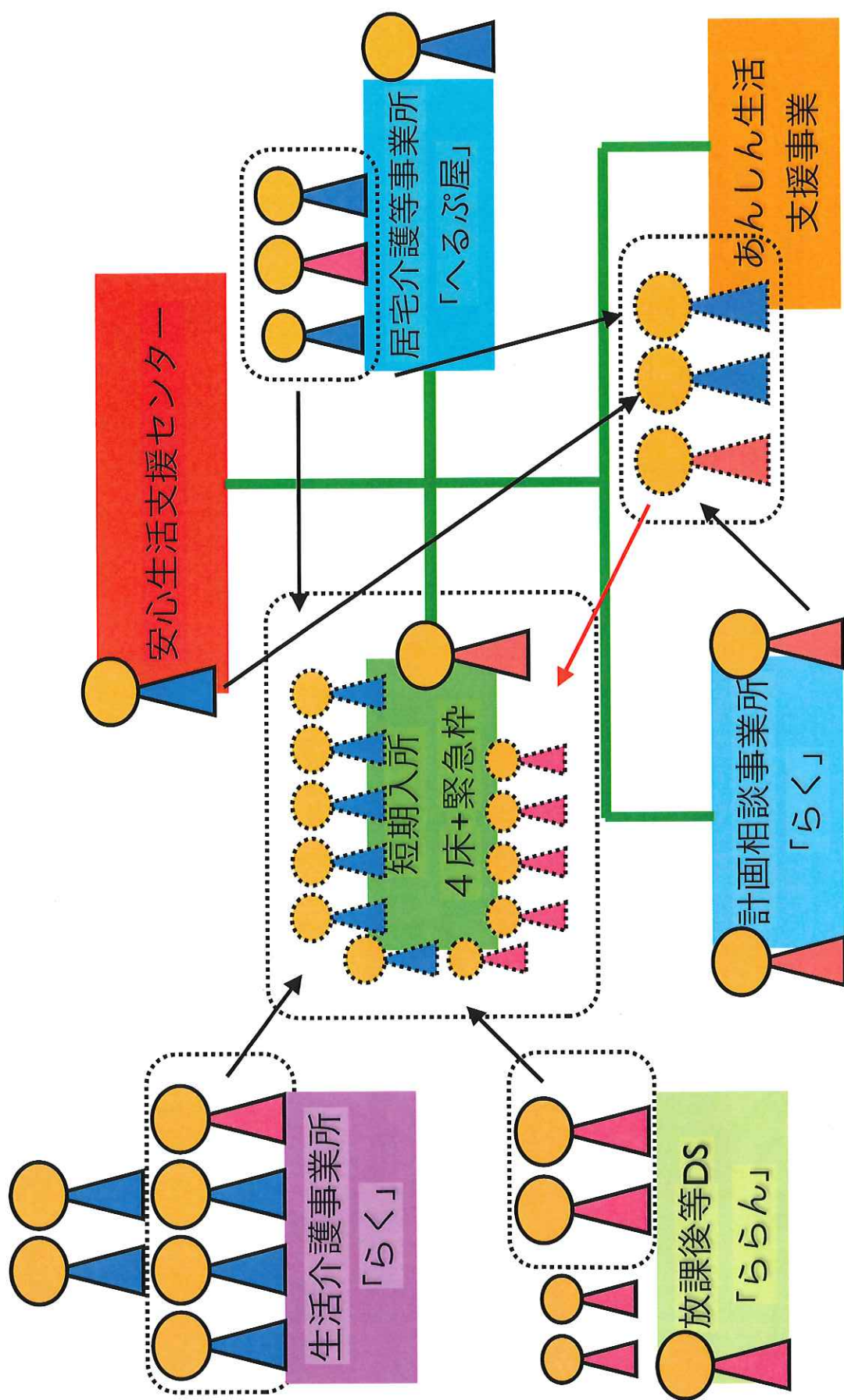


職員体制

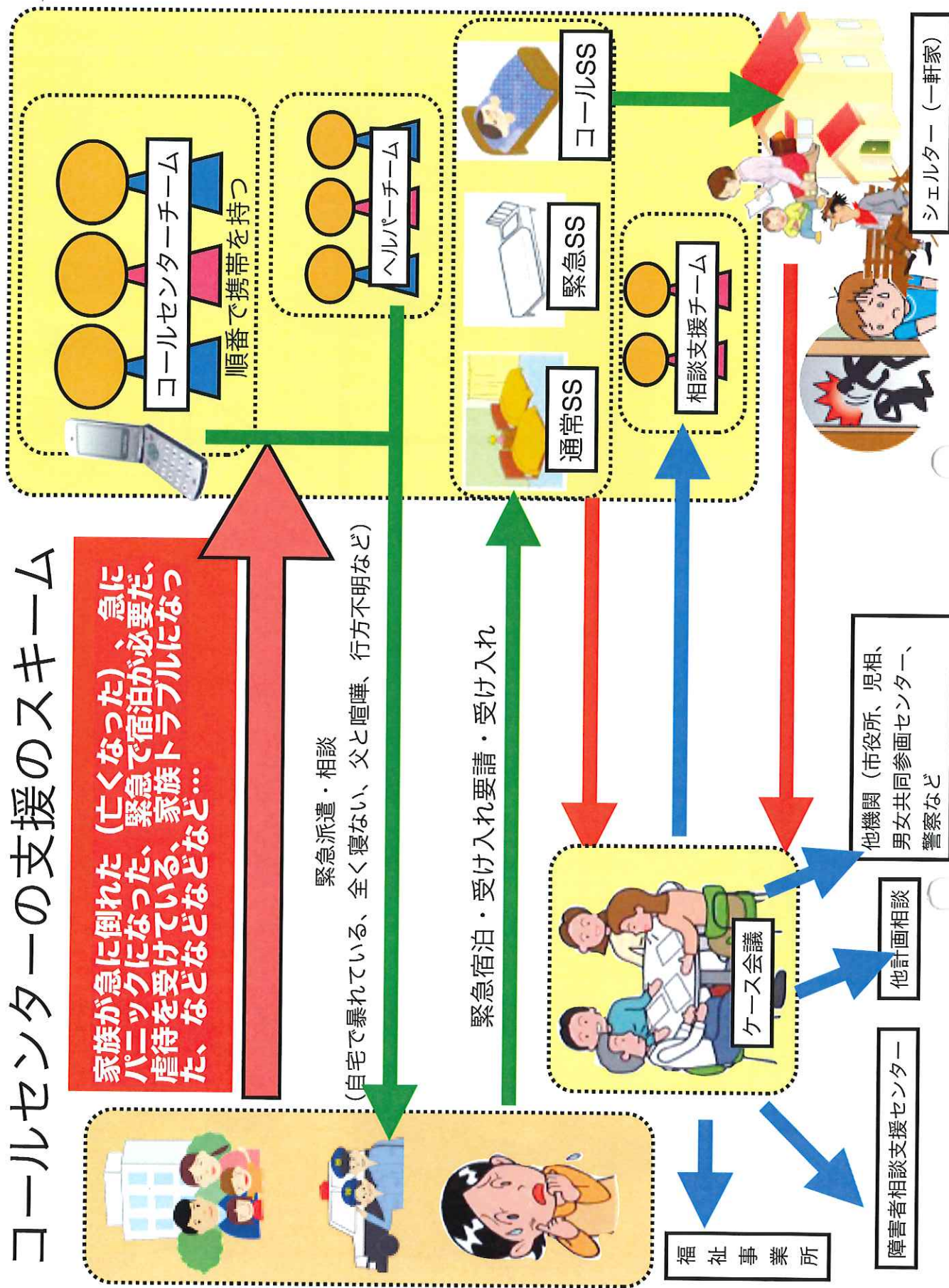
コーディネーター2名（兼務） サポート 2名（兼務）

支援スタッフ…7名（兼務：生活介護、居宅介護、短期入所、相談、事務）

社会福祉法人りとるらいふ 「安心生活支援センター」組織図



コールセンターの支援のスキーム



これまでで出会った主な事例

- ・ 家庭内暴力の障害児童の一時預かり（その後、独自の宿泊訓練を実施、服薬の習慣化を図り自宅に戻す）
- ・ DV被害の女性の一時的な保護（夫：アルコール依存症、性的興奮異常）
- ・ 介護放棄の高齢者の緊急ステイ
- ・ 祖父・父・子いずれも発達障害の疑いがあり、家族関係の悪化への介入
- ・ 普通学校に通う発達障害（ASD）児童の家族関係の悪化による一時的（3日程度）ブレイクステイ→その後、虐待ケースとして保護
- ・ 不穏になると行方不明になる人格障害（？）と思われるケース。本人が入院を拒否、警察も保護をする場所もないことから一時的に見守りを行う。
- ・ 軽度知的＋ADHDの姉弟のトラブルケースへの介入
- ・ 双子の発達障害児童の虐待ケースで緊急保護。（その後継続的な短期入所サービスの提供でレスパイトを保証）
- ・ 特別支援学校を不当気味になった軽度知的障害＋アスペルガー障害の児童への家庭内トラブルへの介入（計画相談に相談先を移行）
- ・ 生後19日の乳児の一時保護（母親が抑うつ状態、夫と姑に発達障害の疑い）

